

医療 ADR あっせん・仲裁人候補者

氏 名 さいぐさ 三枝 恵真

事務所：三枝法律事務所

住 所：東京都 港区西新橋 1-21-8 弁護士ビル 302

電 話：03-6807-5721

F A X：03-6807-5722

主 な 経 歴

1994年3月 2002年10月	慶應義塾大学法学部法律学科卒業、一般企業勤務 弁護士登録 東京弁護士会監事（2021年度） 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会（2018年度委員長） 東京弁護士会常議員（2017年度） 日本女性法律家協会（副会長 2019～2020年度） 人権擁護委員（法務省）（2006年～2015年） 医療問題弁護団 副幹事長 薬害肝炎弁護団員（～2011年） 司法研修所・医療基礎研究会講師（2019年度～2022年度）
---------------------	---

医 療 機 関 側 ・ 患 者 側 の 別

医療機関側 ・ 患者側

主 な 取 り 扱 い 分 野

医療過誤事件の他、交通事故、破産管財人、家族法・相続関係、一般民事事件

主 な 著 書

医療事件関係についての共著として
「医療事故の法律相談（学陽書房）
「患者のための医療法律相談（法学書院）
「美容医療トラブル解決への実務マニュアル」（日本加除出版）

仲 裁 人 の メ ッ セ ー ジ

医療に関わる紛争が生じた場合において、患者と医療機関との話し合いにより、相互に理解をした上で紛争の解決に向かえるよう、尽力したいと思います。